令和５年４月

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算と介護職員等ベースアップ等支援加算について

◎介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は介護報酬や諸条件に応じ「加算」されるものです。

以下に説明する要件をクリアし、届け出をしないと取得することができないものです。

【介護職員処遇改善加算】について

― 加算取得している事業所の介護職のみに適用 ―

・介護職員処遇改善加算には３段階あります。

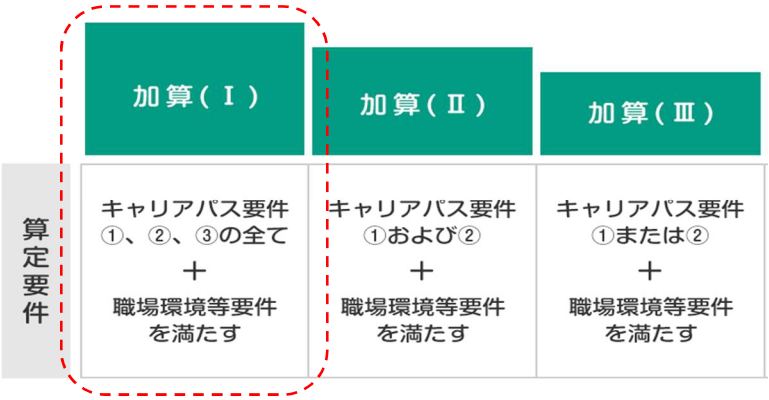

【キャリアパス・職場環境等の要件】

	要件内容	天寿会での取り組み
キャリアパス要件①	職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。	・組織体制を構築している ・業務分掌等で職務内容を明確にしている
キャリアパス要件②	資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設けること。	・外部研修や内部研修等、年間研修計画をたて、計画に沿って研修を行っている
キャリアパス要件③	経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。	・人事管理制度要綱に沿って、人事考課制度を導入している
職場環境等要件	賃金改善以外の処遇改善の取り組みを実施すること。	・喀痰吸引研修、サービス提供責任者研修などの受講支援 ・介護の腰痛対策を含む負担軽減の為の介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・非正規職員から正規職員への転換 ・ケアの好事例や、利用者やその族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※天寿会では以上のような取り組みを行い、要件を満たすことができ、**加算（Ⅰ）**を算定することができています。

【介護職員等特定処遇改善加算】について

― 介護職員以外の全職員にも適用可（適用範囲は法人で決定できる）―

	要件内容	天寿会では
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	① 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得していること ② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること	**特定加算Ⅱ** 天寿荘（HH・GH） ヴィラ梅光 玄海園（GH）
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	①～③に加え、サービス提供体制強化加算の区分（具体的にどの加算かはサービス種別による）を算定していること	**特定加算Ⅰ** 天寿荘（入所・SS・Ds） ケアハウス大地 やすらぎ（入所・SS・通所） 梅光園（入所・SS） 玄海園（入所・SS・つばき） ※加算の取得状況により特定加算Ⅰ、Ⅱは変動します。

※加算（Ⅰ）の方が上位となる。

加算算定の無いサービス

居宅介護支援課、有料老人ホーム、宅幼老所（玄海園）、高齢者住宅（玄海園）、クリニック（梅光園）

【介護職員等特定処遇加算の取り扱い（分配）について】

◎　以上の条件をクリアし、天寿会で取得した加算を分配します

（国の定めた分配のルール）

①　経験・技能のある介護職員を1として

②　①以外のその他の介護職員が 1 未満

③　その他の職員は②の原則 1/2 未満

以上の条件の範囲内であれば、法人や事業所で定めていいようになっております。

他の法人は 10 年以上の介護職だけを対象にしている所もあるそうですが、介護職だけでサービスが提供できているわけではない為、天寿会では検討を重ねた結果、全職員に配分することになりました。

【天寿会の①～③の考え方】

①　経験・技能のある介護職

a. 介護職員であって、介護福祉士の資格を有し、当法人の勤続 10 年以上のもの

b. 介護職員であって、介護福祉士の資格を有し、当法人の勤続年数と前職経験年数が 10 年以上のもの

c. 介護職員であって、介護福祉士の資格をもってなくても、当法人の勤続年数が 10 年以上で、ユニットリーダー、主任等の役職にあるもの

d.　a・bまたはcを満たし、かつ常勤の定年再雇用のもの

e.　aを満たし、かつ常勤である無期転換を含む契約職員であるもの（準職でフルタイム勤務）

②　その他の介護職員

a～eに該当しないすべての介護職員（パートも含む）

③　介護職員以外のすべての職員（パートも含む）

その他（加算算定の無い事業所に所属の職員）

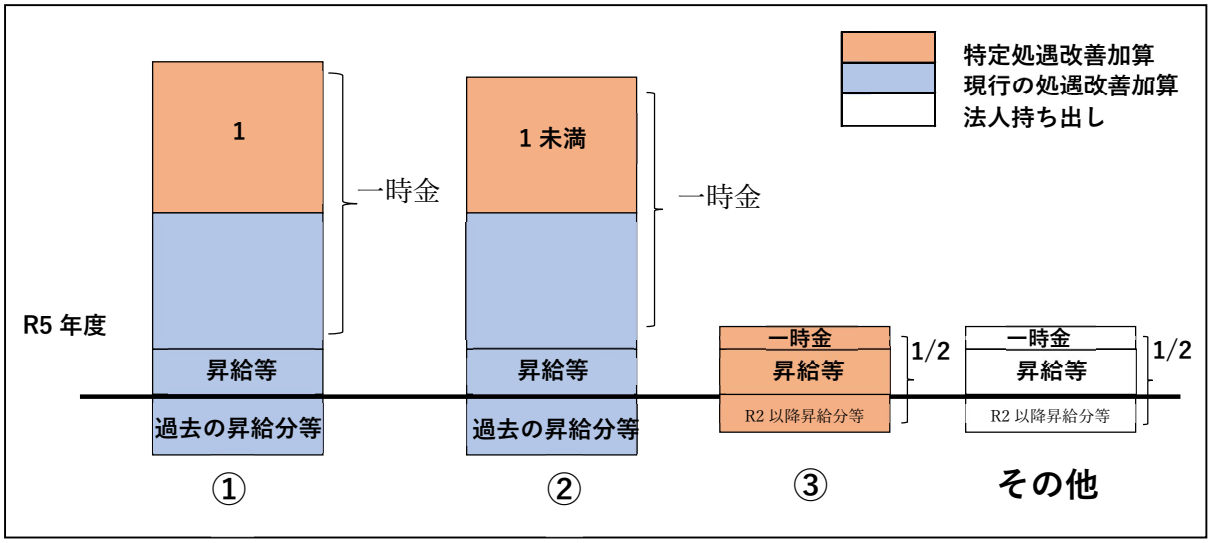

※①②対象者は、現在もらっている処遇改善加算と特定処遇加算と合わせ、5 月に一括支給予定。

【介護職員等ベースアップ等支援加算の取り扱い（分配について】

― 介護職員以外の全職員にも適用可（適用範囲は法人で決定できる）―

◎ 以下の条件をクリアし、天寿会で取得した加算を分配します

（国の定めた分配のルール）

① 加算金の 2/3 以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てる。

② 毎月支給に充てた額以外の分は、賞与・一時金当による賃金改善に充てることができる。

天寿会の分配方法

特定処遇改善と同様、全職員に分配することとしました。

処遇改善支援手当として、R5 年 6 月からは 4，500 円支給します。R6 年 4～5 月分は、介護報酬の実績をもとに手当額の見直しを行います。（短時間勤務については勤務時間に応じ支給）

※ 処遇改善に係る加算は、特定加算Ⅰ からⅡ への変更や介護保険収入（稼働率）の減少、職員数の増減などにより分配される金額が変動することを理解しておいてください。また、昇給及び社会保険料分を差し引いたのちに一時金を支給することとなります。